

# ねんりんピック彩の国さいたま2026ゲートボール交流大会売店設置要項

## 1 趣旨

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026（以下「大会」という。）において、ねんりんピック彩の国さいたま2026深谷市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が、ゲートボール交流大会会場に設置する売店の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 設置期日、会場等

売店を設置する期日、時間及び会場は、次のとおりとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれらを変更することができる。

期 日	時 間	会 場
11月8日（日）	10：00～15：00	深谷市仙元山公園
11月9日（月）		多目的広場横

## 3 出店数、出店位置及び出店規模

売店の出店数及び出店位置は市実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり20㎡（2間×3間のテント1張）以内とする。ただし、出店状況等に応じて、市実行委員会はこれらを調整することができる。

## 4 経費の負担

売店の出店料は、無料とする。ただし、運営に要する経費は、出店者負担とする。

## 5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品（ゲートボールに係るものに限る。）

(2) ねんりんピック関連グッズ

ねんりんピック標章、ねんりんピック彩の国さいたま  
2026のロゴマーク、大会マスコット等を利用した商  
品で、権利者に利用許諾を得ているもの

(3) 観光物産品

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下「営業  
許可施設」という。）において製造・加工されたもので、  
容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定  
に基づく表示がなされているもの

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬  
入して、提供直前に加熱処理を行う程度の簡素な調理、加  
工のみを行うもの

(5) 宅配便

(6) その他市実行委員会が必要又は適当と認めたもの

## 6 出店者の選定

市実行委員会は、売店の設置目的、来場者のニーズ、競技の特  
性、郷土品のPR等を考慮のうえ適当であると認めた者のうち、  
地元の事業者、団体等を優先して、出店者として選定する（申請  
者多数の場合は、抽選による方法も併用する。）。ただし、市実  
行委員会が適当と認めた場合はこの限りでない。

## 7 出店者条件

売店の出店者は、原則として、次の各号のいずれにも該当する者で、市実行委員会が適当と認めたものとする。

### (1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、深谷市内に店舗を有して営業をしている者（飲食物調理出店にあつては店舗を有し営業許可を受けて営業している者）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

ウ 競技主管団体の推薦がある者

エ 上記に掲げる者のほか、市実行委員会が認めた者

### (2) 次の条件のいずれにも該当する者

ア 設置期日の両日とも出店することができること。ただし、障害者支援施設については、この限りではない。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 営業店舗については、出店申請の日から遡って1年間において、法令等に違反して処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、出店申請の日から遡って3年間において、食中毒等の行政処分を受けていないこと。

オ 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。

キ 販売員として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

## 8 出店者の運営の基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、市実行委員会の指示に従うものとする。

### (1) 飲食物関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止、遮光等の必要な措置を講じ、保管及び陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し、管理を行うこと。

ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

エ 廃棄物容器及び汚水容器は、耐水性材質で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造とし、かつ、常時清潔を保持するとともに、適切な方法により廃棄物を処理すること。

### (2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

## 9 備品等

売店の出店に伴い市実行委員会が準備する備品は、次のとおりとする。ただし、出店状況等に応じて、市実行委員会はこれらを変更することができる。

(1) テント（2間×3間）1張

(2) 長机（450mm×1800mm程度）4台

(3) 椅子4脚

なお、上記以外に必要な備品等は、出店者で準備しなければならない。

## 10 出店申請

出店を希望する者は、市実行委員会が定める期日までに、出店申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市実行委

員会に提出しなければならない。

- (1) 出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 取扱い食品及び調理販売方法（様式第5号）  
※ 飲食物（現場調理品）提供者のみ
- (5) 営業に関する許可証等の写し
- (6) 深谷市税に滞納がないことの証明書又はその写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）
- (7) 直近の事業年度の所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について未納のないことを証する書類（納税証明書その3の2又はその3の3）（提出日から3か月以内に発行されたもの）
- (8) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証等）
- (9) その他市実行委員会が必要と認める書類

#### 1 1 出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対し、出店許可証（様式第6号）を交付するものとする。

#### 1 2 保健所への届出

臨時営業許可を必要とする出店者は、市実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに所管の保健所へ許可申請を行い、受理済の証明書の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

#### 1 3 売店監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回し、売

店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

#### 1 4 売店責任者

- (1) 出店者は、販売員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに、市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員の指導に努めなければならない。

#### 1 5 禁止事項

出店者及び販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で販売すること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、市実行委員会が観光物産品と認めたアルコール飲料はこの限りでない（未開封の状態での販売に限る。）。
- (5) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、市実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) 特定の政治的主張や広告宣伝を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

## 1 6 遵守事項

出店者及び販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する出店許可証を、店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で適正に処理すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店は、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両（原則として1売店につき1台に限る。）には、市実行委員会が別途交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服装は、清潔なものを着用し、無用の露出や身体装飾により来場者等に不快感を与えることなく、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 市実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (11) 天候の悪化等の事情により市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に、必

ず出席すること。

(13) 販売員の変更、追加、減員等があった場合は、直ちに、市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。

(14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 1.7 管理運営

売店における金品、販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切責任を負わないものとする。

## 1.8 事故発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたり実施本部へ連絡を行い、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

## 1.9 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償等を請求できないものとする。

(1) 関係法令及び本要項に違反したとき。

(2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が売店の運営において不相当と認めたとき。

## 2 0 原状回復

出店者は、設置期日終了後、速やかに、出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 2 1 損害賠償

出店者（販売員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。  
なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

## 2 2 補填及び補償

- (1) 出店者は、想定した収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等の市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

## 2 3 個人情報の取扱い

販売員等の個人情報は、市実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 2 4 その他

この要項に定めるもののほか、売店設置運営の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

ねんりんピック  
彩の国さいたま 2026  
深谷市実行委員会  
会長 宛て

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

#### 出店申請書

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 ゲートボール交流大会において、売店を出店したいので、ねんりんピック彩の国さいたま 2026 ゲートボール交流大会売店設置要項 10 の規定に基づき、下記の書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 出店概要書（様式第 2 号）
- 2 売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第 3 号）
- 3 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- 4 取扱い食品及び調理販売方法（様式第 5 号）  
※ 飲食物（現場調理品）提供者のみ
- 5 営業に関する許可証等の写し
- 6 深谷市税に滞納がないことの証明書又はその写し（提出日から 3 か月以内に発行されたもの）
- 7 直近の事業年度の所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について未納のないことを証する書類（納税証明書その 3 の 2 又はその 3 の 3）（提出日から 3 か月以内に発行さ

れたもの)

- 8 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証等）
- 9 その他市実行委員会が必要と認める書類

様式第 2 号

出店概要書

(ふりがな) 商号又は名称			
(ふりがな) 代表者役職名及び氏名			
所在地	〒		
連絡先	【電話】 【FAX】 【email】		
出店担当者	【氏名】 【携帯電話】		
業種			
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください。複数ある場合は、すべて記入してください。)	スポーツ用品・ねんりんピック関連グッズ・観光物産品・飲食物（製造加工品）・飲食物（現地調理品）・宅配便・その他 ( )		
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人
営業に関して取得した許可等の種類 (許可書等の写しを添付してください。)	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
			年 月 日
過去1年間法令違反等処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有・無

次ページに続きます。

設営持込備品一覧

備品名	規格等	持込目的

※ 発電機やプロパンガス等、火器の使用に伴う備品を持ち込む場合は、あわせて記入してください。

販売商品

No	商品名	予定数量	販売価格	備考（製造責任者等）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				



様式第 4 号

年 月 日

ねんりんピック  
彩の国さいたま 2026  
深谷市実行委員会  
会長 宛て

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

#### 誓約書兼承諾書

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 ゲートボール交流大会への売店出店申込にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、ねんりんピック彩の国さいたま 2026 深谷市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請および許可後の出店にあたり、「ねんりんピック彩の国さいたま 2026 ゲートボール交流大会売店設置要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去 1 年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去 3 年間食中毒等の行政処分を受けていません。

**【連絡担当者】**

担当者所属 :

担当者氏名 :

電話番号 :

F A X :

Email :



様式第 6 号

ねん深実発第 号  
令和 年 月 日

様

ねんりんピック  
彩の国さいたま 2026  
深谷市実行委員会  
会長

出店許可証

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 ゲートボール交流大会に  
おける売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可期日	令和 8 年 1 1 月 8 日及び 9 日
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店設置運営に関しては、ねんりんピック 彩の国さいたま 2026 ゲートボール交流大 会売店設置要項及び関係法令を遵守すること。